

**総務省「公営企業の経営に当たっての留意事項について」**

地方自治体の外郭団体改革が国による集中改革期間を経て、次のステップに向けた大きな転換点を迎えている。「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」が総務省自治財政局から今年8月5日に提示され ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei06\\_02000082.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei06_02000082.html))、29日には「公営企業の経営に当たっての留意事項について」 ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei06\\_02000083.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei06_02000083.html))が提示されている。この通知は、公営企業及び第三セクター等の運営と共に如何なる公共サービスを如何なる手法で担っていくかの指針的位置づけにある。地方財政健全化法の全面施行(2009年4月)、債務調整等に関する調査研究会報告書(2008年12月)で、公営企業についても第三セクター等に準じた改革の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、第三セクター同様に2009年度から2013年度まで公営企業の抜本改革を集中的に推進し、2013年度末を持って同集中改革を終了している。しかし、公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続させることが地方自治体の重要な課題とし、集中改革期間後の各地方自治体の取組みについて上記指針は示す内容となっている。

本指針では、「公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要」としている。その上で、「現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。このため、各地方公共団体においては、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが求められます。こうした中で、引き続き公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等についての確かな現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。そのために、各公営企業において、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みされるようお願いいたします。」とし、この取組みを進めるため「公営企業会計」の導入により損益・資産等を正確に把握すると共に、「公営企業が提供する住民サービスについても、公共施設等運営権方式(いわゆるコンセッション方式)等のPPP/PFIをはじめとして、指定管理者制度、民間委託などの民間的経営手法の導入等について、積極的な検討を行うことが必要」としている。特に、資産の規模が大きく、また、住民生活に密着したサービスを提供する簡易水道事業及び下水道事業について重点的取組みを求める内容となっている。なお、地方債同意等基準における許可公営企業の起債許可のための「資金不足等解消計画」及び地方公共団体財政健全化法の規定に基づいて策定する「経営健全化計画」の策定上の留意事項は、この通知によるものとするとしている。

本指針では、第三セクター改革と同様に、現在公営企業が行っている事業の意義、提供しているサービス自体の必要性について検証し、その結果、事業自体に意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに廃止等を行い、事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合も、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡等について検討することが必要としている。以上の判断・検討の前提として公営企業会計の導入を位置づけていることになる。また、公営企業の経営戦略は、「将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画」とし、「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画であることを求めている。この経営戦略には、組織効率化・人材育成や広域化、PPPやPFI等の効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載することも求めている。